

<p>作業の定義</p>	<p>溶融されたプラスチック材料を丸ダイを通じて円筒状に押し出し、空気で膨らまして風船状にした後、冷却しロール状にする作業をいう。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p>	<p>第2号技能実習</p>	<p>第3号技能実習</p>
	<p>(1)インフレーション成形作業 ①インフレーション成形ラインの操作作業 ②インフレーション成形ラインによる成形加工作業</p>	<p>(1)インフレーション成形作業 ①インフレーション成形ライン及び同付属機器の操作、成形加工、調整及び保守作業 ②材料の取扱い作業 ③成形品の良否の判定作業 ④フィルムの寸法の測定作業 ⑤成形品の仕上げ作業 ⑥作業記録の作成作業</p>	<p>(1)インフレーション成形作業 ①インフレーション成形ライン及び同付属機器の操作、成形加工、調整及び保守作業 ②材料の取扱い作業 ③成形条件の設定作業 ④成形品の良否の判定作業 ⑤フィルムの寸法及び特性の測定作業 ⑥成形品の仕上げ作業 ⑦作業記録の作成作業</p>
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(2)安全衛生業務</p>		
	<p>①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③プラスチック成形職種に必要な整理整頓作業 ④プラスチック成形職種使用する機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">※</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務 ①圧縮成形作業 ②射出成形作業 ③ブロー成形作業 ④インフレーションフィルムの二次加工作業 1. 製袋作業                      6. 穴あけ作業                      11.コーティング作業 2. 印刷作業                      7. ドライラミネート 3. スリット作業                      8. 押出ラミネート作業 4. エンボス作業                      9. 蒸着作業 5. ミシン目作業                      10.延伸作業</p>		
	<p>(2)周辺業務 ①工場の作業環境整備作業 ②原材料・副材料・包装資材等の在庫管理(棚卸)作業 ③材料・製品の工場内搬送作業 ④製品の梱包・出荷作業 ⑤その他のプラスチック成形(真空成形、押出成形等) (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①素材(材料)混合されている場合、混合比率は重量比で50%以上入っていること。 ②ポリアミド(PA)、ポリスチレン(PS)で行うことは少ない。幅広くという意味で記載している。インフレーション成形作業のほとんどが、各種ポリエチレン(PE)になる。 ③主に使用される素材(材料) 一つ以上必ず使用すること。 1.低密度ポリエチレン(LDPE) 2.リニア低密度ポリエチレン(LLDPE) 3.中密度ポリエチレン(MDPE) 4.高密度ポリエチレン(HDPE) 5.ポリプロピレン(PP) 6.エチレン・酢酸ビニル(EVAC) 7.ポリ塩化ビニル(PVC) 8.ポリアミド(PA) 9.ポリスチレン(PS) 10.その他のプラスチック材料</p>		
	<p>①機械、器具等 ニツパ、のこぎり、やすり、スコヤ、レンチ、ドライバ、センタポンチ、ハンマ、けがし針、スケール、ノギス(M型ノギス150mm:最少読取り値0.05mm)マイクロメータ(厚さ計)、ダイヤルゲージ、ハイトゲージ、限界ゲージ、銅製巻尺、スパナ、メガネレンチ、プライヤ、はけ、表面温度計、金属製直尺、秤、銅べら、ブラシ、カッター、裁ちばさみ ②インフレーション成形作業用ライン、機械、設備等(1.から4.必ず使用すること。2.から4.は同等の機能を有するものでも可とする。) 1.次の装置・機能等を持つインフレーション成形ライン 押し機、ダイ、エアリング、引取機、巻取機を有すること 2.エアコンプレッサー 3.安全装置 4.作業台</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>製品例をあげるが、これらの分類が絶対的なものではない。 1.包装材料 2.農業フィルム 3.その他のインフレーション成形製品</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.搬送作業のみの場合 2.押出工程作業のみの場合 3.発泡スチロール製造作業 4.二次加工工程作業のみの場合 5.インフレーション成形ラインがない場合 6.エアリング工程なしのフィルム製造作業</p>		

7.フィルム加工工程(Tダイを使用した)作業のみの場合

8.ラミネート加工工程作業のみの場合

9.関連業務及び周辺業務のみの場合